

カートラッカークラウドサービス契約約款 (第1版 2023年7月1日改訂)

ベアネット株式会社（以下、「甲」という）は、カートラッカークラウドサービス（車両現在位置管理サービス）（以下、本サービスという）の契約者（以下、「乙」という）が本サービスを利用するための契約約款（以下「本約款」という）を、以下の通り定める。

第1章 総則

第1条 約款の適用

1. 本約款は、甲、乙、第3条に規定する、乙側管理者、乙側組織利用者、乙側車両運転者、乙側顧客利用者、及び甲代理店に適用される。
2. 甲は、今後提供する本サービスの新たな種類ごとに個別の特約を定める場合があり、当該特約は本約款の一部を構成す

る。本約款と当該特約が異なる場合には、当該特約が優先するものとする。

第2条 約款の変更

甲は、乙、乙側管理者、乙側組織利用者、乙側顧客利用者、及び甲代理店の承諾を得ることなく、本約款を変更できるものとする。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の「カートラッカークラウドサービス契約約款」による。

第3条 用語の定義

本約款においては、下表の「用語」欄に記載した各用語は、それぞれ対応する「定義」欄に記載した意味で使用する。

表 用語の定義

用語	定義
「カー トラッ カー」 サーバ 設備	本サービスを提供するために甲が運用する、サーバコンピュータとそれをインターネットに接続するためのネットワーク機器・回線、及びそれらにて動作するソフトウェア群。
乙側管 理者	乙により任命され、自らが操作するインターネットに接続されたスマートフォン、タブレット端末、パソコン端末等（以下、「組織管理者端末」という）を使い、甲が提供する第4条第4項のマイページ管理機能により表示されるマイページ及びそれにリンクするページの管理を行う者。
乙側組 織利用 者	乙の組織に所属する従業員等で、自らが操作するインターネットに接続されたスマートフォン、タブレット端末、パソコン端末等（以下、「組織利用者端末」という）を使い、「カー トラッカー」サーバ設備にアクセス

	し、本サービスが提供する車両現在位置表示機能を利用する者。
乙側車両運転者	乙の組織に所属する車両運転者で、自らが操作するインターネットに接続されたスマートフォン、タブレット端末等（以下、「運転者端末」という）に、「いまどこチェッカー」アプリをインストールして実行させることにより、運転する車両の現在位置の緯度経度データを「カートラッカー」サーバ設備に送信させる者。
乙側顧客利用者	乙の組織が提供する車両サービスを楽しむ者で、自らが操作するインターネットに接続されたスマートフォン、タブレット端末、又はパソコン端末等（以下、「顧客利用者端末」という）を使い、HTML フォーム、電子メール、LINE や、紙媒体 QR コードの提供を受けることにより、「カートラッカー」サーバ設備にアクセスし、本サービスが提供する車両現在位置表示機能を利用する者。

甲代理 店	甲指定の本サービス販売代理店。
----------	-----------------

第2章 本サービスの定義

第4条 本サービスの機能

1. 本サービスは、甲が乙に、「カートラッカー」サーバ設備を用い、乙側車両運転者が操作する運転者端末のGPSセンサにより検出される緯度経度データを「カートラッカー」サーバ設備に通知させ、顧客利用者端末又は組織利用者端末に、乙側車両運転者が運転する車両の現在位置を、車両情報通知ページ又はGoogleMap上に表示させるサービスをいう。
2. 本サービスは、「カートラッカー」ホームページの「利用登録」ページから「カートラッカー」サービスの利用登録をオンラインで行う利用登録機能を提供する。
3. 本サービスは、第2項の利用登録機能

による本サービスの利用登録の完了時に、事業所 ID を発行する事業所 ID 発行機能を提供する。事業所 ID は、利用登録の完了画面に表示されると共に、利用登録において指定されたメールアドレスに電子メールにより通知される。

4. 本サービスは、第3項の事業所 ID 発行機能により発行された事業所 ID と、第2項の利用登録機能による利用登録時に指定されたメールアドレスとでログインすることによりマイページを表示及び編集するマイページ管理機能を提供する。

5. 本サービスは、第4項のマイページ管理機能により表示されるマイページ内の「車両情報編集」ボタンから、乙の組織が提供する車両サービスの各車両に関する少なくとも車両 ID 及び車両名を含む車両情報を設定すると共に、設定された各車両の現在位置を表示するための車両現在位置表示 URL を、電子メール若しくは LINE による共有又は QR コードからの読み込みによって乙側顧客利用者又は乙

側組織利用者に提供する、車両情報管理機能を提供する。

6. 本サービスは、運転者端末が、iPhone 端末である場合には Apple Store から、Android 端末である場合には Google Play から、夫々ダウンロードされて、運転者端末にインストールされ、第3項の事業所 ID 発行機能により発行された事業所 ID と、第5項の車両情報管理機能により車両情報として設定された車両 ID とが設定されることにより、運転者端末の GPS センサにより検出された緯度経度データを、設定された事業所 ID 及び車両 ID と共に、「カートラッカー」サーバ設備に送信する「いまどこチェッカー」アプリ機能を提供する。

7. 本サービスは、組織利用者端末又は顧客利用者端末から第5項の車両情報管理機能により提供される車両現在位置表示 URL によって「カートラッカー」サーバ設備にアクセスすることにより、対応する車両の現在位置を GoogleMap 上に表

示するための車両現在位置リンク情報と、対応する車両に関するおよその時間位置及び距離を表示する車両時間位置情報及び車両距離情報と、GoogleMapを介して表示される詳細な経路情報を表示する車両現在位置表示機能を提供する。

8. 本サービスは、本サービスの年利用料を甲から乙に請求する請求メールを、第2項の利用登録機能による利用登録時に指定された乙のメールアドレスに電子メールにより一年毎に送信する請求メール送信機能を提供する。

第5条 利用可能時間

「カートラッカー」サービスを利用できる時間は、常時とする。ただし、第15条、第28条、第29条に定める利用の停止、中止、又は制限の場合を除く。

第3章 契約等

第6条 契約申込の方法

乙は、本約款を確認、同意したうえで、乙側管理者を指定し、乙側管理者が本サービスが提供する第4条第2項の利用登録機能が提供するオンラインによる利用登録により、本サービスの契約申込を行うものとする。

第7条 契約申込の承諾および契約成立

1. 契約申込に係る本サービスの契約（以下「本契約」という）は、前条の規定により利用登録が完了し、第6条の利用登録の申込日以降に甲から乙に送信された請求メールに従って乙が甲に第17条に規定の年利用料を支払うことで成立する。
2. 契約日は、第6条の利用登録の申込日から15日後とする。
3. 甲は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定による乙の利用登録を取

- り消すことがある。また、甲は、本契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 契約申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
 - (2) 乙が、「カートラッカー」サービスの利用料金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると甲が判断した場合。
 - (3) 乙が過去に不正使用などにより本サービスの契約の解除又は停止をされていることが判明した場合。
 - (4) その他契約申込を承諾することが、技術上又は甲の業務の遂行上著しい支障があると甲が判断した場合。

第8条 無料試用期間

乙は、第6条の利用登録の申込日から15日間、第4条に規定する本サービスの全ての機能を無料で試用することができる。

第9条 契約期間および年契約の自動更新

本契約の契約期間は、第7条第2項に規定の契約日から一年間の年契約とし、本契約の満了日は、当該契約日の一年後の当該契約日の月日と同じ月日の前日とする。但し、別途定めた場合は、本契約の満了日は延長することができる。第13条又は第16条により本契約が終了する場合を除き、本契約は、本契約日の満了日の翌日を契約更新日（第4条第4項のマイページ管理機能により表示されるマイページ上の次回課金更新日）として、更に1年ずつ自動更新される。各年契約の満了日は、当該契約更新日の一年後の当該契約更新日の月日と同じ月日の前日とする。

第10条 権利の譲渡の禁止

乙は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡できない。

第11条 乙の地位の承継

相続又は法人等の合併により乙の地位の承継があったときはすみやかに、第4条第4項のマイページ管理機能により登録内容を更新するものとする。相続人又は合併後存続する法人等若しくは合併により設立された法人等は、書面にこれを証明する書類を添えて甲に届け出るものとする。

第12条 変更の届出

1. 乙は、組織名、支払い名、担当者氏名（読みを含む）、住所、電話番号の変更があった場合はすみやかに、第4条第4項のマイページ管理機能により登録内容を更新するものとする。
2. 乙は、メールアドレスに変更があった場合は、第4条第4項のマイページからリンクする「お問合せはこちら」ボタンより甲に通知するものとする。

第13条 乙による契約の解除

1. 乙は、本契約を解除しようとするときは、その旨を第4条第4項のマイページからリンクする「お問合せはこちら」ボタンより甲に通知するものとする。
2. 本契約は、第1項の解除の通知のあった日が含まれる第9条に規定の年契約の満了日に終了する。
3. 第2項に従い本契約が終了した場合、乙であった者は、当該終了の日までに発生する甲に対する債務の全額を、甲の指示に従い、一括して支払うものとする。なお、甲は、支払われた利用料金を払戻しない。
4. 前項の場合において、本サービスの利用中に係る乙の債務は、本契約の解除があった後においても当該債務が履行されるまで消滅しない。

第14条 禁止行為

1. 乙は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 「カートラッカー」サーバ設備への不法侵入等、本サービスの運営を妨げる行為。
 - (2) 本サービスの信用を毀損する行為。
 - (3) コンピュータウイルス等の有害なプログラム又はデータを、本サービスを通じて又は本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為。
 - (4) 甲が公開している情報を除いて、本サービスを受けるために甲から提供された情報を、甲の同意なく第三者に提供する行為。
 - (5) 他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
 - (6) 他人に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
 - (7) 公序良俗に反する行為若しくはその

- おそれのある行為、又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- (8) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。
 - (9) 事実に反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為。
 - (10) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
 - (11) その他甲が不適切と判断する行為。
2. 乙は、乙側管理者、乙側組織利用者、及び乙側顧客利用者（以下、「乙側利用者等」という）にも、前項の禁止規定を遵守させるものとする。

第15条 利用停止

- 1. 甲は、次のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することができるものとする。
 - (1) 乙側利用者等が、前条第1項に規定する禁止行為を行った場合。

- (2) 乙が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
 - (3) 第33条の規定に違反した場合（なお、第26条により、情報を削除された場合を含むものとする）。
 - (4) その他、本約款に違反した場合。
 - (5) その他、甲が不相当と判断する行為を行った場合。
2. 甲は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間を乙側管理者に通知するものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

第16条 甲による契約の解除

1. 前条の規定により利用停止をされた乙がなお当該事実を解消しない場合、甲は、本契約を解除でき、本契約は終了する。
2. 甲は、乙側利用者等の行う行為が、前条第1項各号の規定のいずれかに該当す

る場合に、当該事実が甲の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときには、前項の規定にかかわらず本サービスの利用停止をしないで、直ちに本契約を解除でき、本契約は終了する。

3. 乙が法人であって、次の各号の一に該当する場合、甲は、事前に催告することなく、直ちに本契約を解除でき、本契約は終了する。

- (1) 実際に従業員、事務所等が存在せず、業務停止と認められるとき。
- (2) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等の処分を受けたとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産・民事再生・会社整理・会社更正の手続等の申立てがなされたとき。
- (5) 解散若しくは事業廃止になったとき。

4. 第1項～第3項のいずれかの規定により本契約が解除された場合、乙であった者は、本サービスの利用中に係る債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額をただちに支払うものとする。

5. 第1項～第3項のいずれかの規定により本契約が解除された場合、乙であった者は、解除の日までに発生した本サービスの利用料金と本サービスに関連する甲に対する債務の全額を、甲の指示に従い、一括して支払うものとする。なお、甲は、支払われた利用料金を払戻しない。
6. 甲は、乙に対し、本契約の期間中であっても、1箇月前に書面による通知をした上、本契約の一部又は全部を終了させることができるものとする。

第4章 料金等

第17条 年利用料

1. 乙は、所定の年利用料を支払うものとする。
2. 年利用料は、第4条第4項のマイページ管理機能によって管理されるマイページに記載の次回課金更新日を支払期日と

して、第4条第8項の請求メール送信機能によって送信される請求メールに記載の請求書に基づいて支払うものとする。この支払いにおいて、原則として紙の請求書は発行しない。但し、別途定めたときはこの限りではない。

3. 第2項の支払いは、請求メールに記載の甲の銀行口座への銀行振込み、又は請求メールにリンクされている PayPal ボタンからの乙名義のクレジットカード又はデビットカードによるものとする。銀行振込みの場合の振込手数料は、乙の負担とする。
4. 甲は、事由の如何を問わず、支払われた年利用料を払戻ししない。
5. 乙は、年利用料について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の前日までの日数について、支払遅延金額に対し年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、甲が指定する期日までに支払うものとする。ただし、支払期日

の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではない。

第18条 消費税及びインボイスの取扱い

1. 甲は、年利用料の請求メールに、消費税等相当額を明記する。
2. 甲は、請求メールに、甲のインボイスを記載する。
3. 甲は、消費税等相当額の計算において、当該計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を四捨五入する。

第5章 利用上の注意

第19条 乙側管理者、乙側組織利用者への本約款の適用

乙は、乙側管理者及び乙側組織利用者が本約款及び本サービス契約上の義務を遵守することを保証する責任を負う。

第20条 乙及び乙側管理者の管理義務

1. 乙及び乙側管理者は、ユーザ ID（メールアドレス）及び事業所 ID、その他本サービスにおいて使用されるユーザ識別情報等のユーザアカウント情報が不正に利用されないよう、乙側組織利用者の管理責任を負うものとする。
2. 乙又は乙側管理者が前項の義務を怠ったことにより発生したいかなる損害も、甲は一切責任を負わないものとする。
3. 乙又は乙側管理者は、ユーザアカウント情報の不正使用又はその可能性を認識したときには直ちに、甲に連絡しその指示に従うものとする。

第21条 乙側組織利用者の管理義務

1. 乙、乙側管理者、及び乙側組織利用者は、ユーザ ID（メールアドレス）及び事業所 ID、その他本サービスで使用されるユーザ識別情報等のユーザアカウント情

報が不正に利用されないよう、乙側顧客利用者の管理責任を負うものとする。

2. 乙、乙側管理者、又は乙側組織利用者が前項の義務を怠ったことにより発生したいかなる損害も、甲は一切責任を負わないものとする。
3. 乙、乙側管理者、又は乙側組織利用者は、ユーザアカウント情報の不正使用又はその可能性を認識したときには直ちに、甲に連絡しその指示に従うものとする。

第22条 本サービスの利用

1. 乙側利用者等は、本約款、別に定める特約及びその他甲が随時通知する内容に従い、本サービスを利用するものとする。
2. 乙側利用者等は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、甲に何等の迷惑又は損害を与えないものとする。
3. 本サービスの利用に関連して、乙側利用者等が、甲の責に帰せざる事由により

第三者に対して損害を与えた場合又は第三者と紛争を生じた場合、乙は自己の費用と責任で解決するものとし、甲に何等の迷惑又は損害を与えないものとする。

第23条 設備等の準備

1. 乙側利用者等は、組織利用者端末、顧客利用者端末、その他、本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとし、これら設備等について、本サービスの提供に支障を与えないよう正常稼働を維持するものとする。
2. 乙、乙側管理者、又は乙側組織利用者は、本サービスの利用中にそのサービスの異常又は本サーバ設備の異常を発見したときは、組織利用者端末及び顧客利用者端末に故障がないことを確認の上、甲に修理又は復旧を請求するものとする。

第6章 運用保守

第24条 甲の維持責任

1. 甲は、「カートラッカー」サーバ設備を、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省第30号）に適合するよう維持する。
2. 甲の設備若しくはサービスに障害を生じ、又は当該設備が損傷したことを甲が知ったときは、速やかに当該設備を修理・復旧するものとする。

第25条 カスタマイズ

1. 甲は、乙からの連絡に基づいて又は自己の判断に基づいて、データベース登録データの一部更新、データベース項目定義の一部変更、管理用メールアドレスの一部変更、本サービス機能の一部追加変更等の軽微なカスタマイズを、カスタマイズ作業として随時実施する。
2. 甲は、カスタマイズの作業が完了した

ときはすみやかに、カスタマイズ作業完了通知を、乙側管理者に電子メールにより通知する。

第26条 情報の削除

甲は、乙側利用者等が本サービスを使用してインターネット上で登録又は提供した情報が、以下の事項に該当すると判断した場合、乙側管理者に通知するとともに、当該情報を削除することができるものとする。

- (1) 乙側利用者等が、第14条第1項に規定する禁止行為を行った場合。
- (2) 本サービスの保守管理上必要であると甲が判断した場合。
- (3) 登録又は提供された情報等の容量が所定の記憶容量を超過した場合。
- (4) 前号の規定に拘わらず、甲は、情報の削除義務を負うものではない。
- (5) 甲は、本条の規定に従い情報を削除したこと、又は情報を削除しなかったことにより乙側利用者等又は第三

者に発生した損害について、一切責任を負わない。

第27条 情報の管理

1. 甲は、乙側利用者等が本サービスを通じて得る情報等について、いかなる保証も行わない。
2. 乙側利用者等は、本サービスを使用して受信し、又は送信する情報については、「カートラッカー」サーバ設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとする。

第28条 利用中止

1. 甲は、次の場合に、本サービスの利用を中止することがある。
 - (1) 本サーバ設備の保守を定期的に若しくは緊急に行う場合。
 - (2) 本サーバ設備の保守上又は工事上やむを得ない場合。

- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合。
 - (4) 甲が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
 - (5) 甲が本サービスの運用の全部又は一部の中止が望ましいと判断した場合。
2. 甲は、前項に基づく本サービスの利用の中止で生じた乙側利用者等又は第三者の損害については一切責任を負わない。
3. 甲は、第1項の規定により本サービスの利用を中止するときは、予めその旨を乙側管理者に電子メールにより通知する。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

第29条 通信利用の制限

1. 甲は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条に基づき、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若

しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、乙側管理者に事前に通知することなく本サービスの提供の全部又は一部を中止する措置をとることがある。

2. 甲は、前項に基づく本サービスの提供の中止で生じた乙側利用者等又は第三者の損害については一切責任を負わない。

第7章 (雑則)

第30条 他ネットワーク接続

本サービスの取扱に関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがある。

第31条 乙側管理者への通知

1. 甲は、次の各号に定める事由が生じたときは、その旨を電子メールによって、第4条第4項のマイページ管理機能により表示されるマイページに登録されている乙側管理者のメールアドレスに通知するものとする。
 - (1) 本約款の変更。
 - (2) 新たなサービス及び機能の提供。
 - (3) 利用料金の変更。
 - (4) 利用時間の変更。
 - (5) 本サービスの利用中止。
 - (6) その他本サービスの提供条件の変更。
2. 甲から乙側管理者への通知は、甲が前項の規定に基づきその内容を電子メールを用いて通知した日に効力を生じるものとする。

第32条 損害賠償

1. 甲の責に帰すべき事由により乙側利用

者等が本サービスを全く利用できない
（甲が本サービスを全く提供しない場合
又は甲の設備の障害により乙側利用者等
が本サービスを全く利用できない場合を
いい、第28条又は第29条の規定に従
って本サービスの提供を中止又は制限す
る場合を含まない。以下「利用不能」と
いう）ために乙側利用者等に損害が発生
した場合、乙側利用者等が利用不能とな
ったことを甲が知った時刻から起算して
24時間以上利用不能の状態が継続した
ときに限り、甲は、利用不能時間数を2
4で除した商（小数点以下の端数は切り
捨て）に本契約の月利用料の30分の1
を乗じて算出した額を賠償の限度として、
乙側利用者等に現実に発生した通常かつ
直接の金銭賠償請求に応じるものとする。

2. 甲は、本約款に明示的に定める場合を
除き、甲の責に帰すべからざる事由から乙
側利用者等に生じた損害、甲の予見の有
無に拘わらず、特別の事情から生じた損
害、逸失利益、及び第三者からの損害賠

償請求に基づく乙側利用者等の損害その他の損害については責任を負わないものとする。

3. 第一種電気通信事業者又は他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、乙側利用者等が損害を被り、甲に損害賠償請求した場合は、甲は、かかる事由により当該第一種電気通信事業者又は他の電気通信事業者から甲が受領した当該請求に関する損害賠償額を限度としてかかる損害賠償請求に応じるものとする。
4. 天災、地変、戦争、内乱、その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、甲は一切その責を負わないものとする。
5. 甲の責に帰すべき事由により乙側利用者等が「カートラッカー」サーバ設備のファイルに書き込んだ情報の消滅及び消滅したことに起因して乙側利用者等に損害が生じた場合には、本契約の月利用料の12箇月分に相当する額を賠償の限度として、乙側利用者等に現実に発生した

通常かつ直接の金銭賠償請求に応じるものとする。

6. 乙側利用者等が本サービスの利用に関連して、甲又は第三者に損害を及ぼした場合、乙側利用者等は、甲又は当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとする。
7. 乙側利用者等は、本サービスの利用に関連して、第三者に対して損害を与えたものとして第三者から請求がなされ又は訴訟が提起された場合には、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
8. 前項の他、本サービスの利用に関連して、乙側利用者等が不利益を被った場合、自らの費用と責任においてこれを解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

第33条 秘密保持

甲は、本サービスの提供に関して知り得た乙側利用者等の秘密情報を第三者に漏洩しないものとする。但し、裁判所の発する令状に基づいて行われる捜査機関への情報の開示又は捜査機関による通信の傍受の場合はこの限りではない。

第34条 準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。

第35条 紛争の解決

1. 本サービスに関連して乙側利用者等と甲との間で問題が生じた場合には、乙と甲とで誠意をもって協議し解決するものとする。
2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管

轄裁判所とする。

附則 本約款は2023年7月1日から
実施する。